

令和6年度 臨時的任用職員等の募集について

沖縄県教育庁那覇教育事務所

募集職種について

教諭、養護教諭、学校事務職員、学校栄養職員、非常勤講師

那覇教育事務所管内（那覇市・浦添市・久米島町・南大東村・北大東村）の小学校及び中学校における欠員及び代替教職員、非常勤講師等。

応募資格について

- ・年齢制限は特にありません
- ・必要とする教員等免許状を有する者、あるいは取得見込の方
- ・学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に定める欠格条項のいずれにも該当しない方
- ・心身共に健康で、沖縄県の教育に情熱をかたむけることができる方

1 申し込み方法

- (1) 来所による申し込みの場合
沖縄県教育庁那覇教育事務所（南部合同庁舎4F）に下記2の提出書類（1）～（4）を提出してください。
- (2) 郵送による申し込みの場合
沖縄県教育庁那覇教育事務所に下記2の提出書類（1）～（4）を郵送してください。
- (3) 電子申請による申し込みの場合
沖縄県ホームページの電子申請サービスで行えます。案内に従って申請を行ってください。

2 提出書類

- (1) 履歴書（A4サイズ） 1部（ホームページに掲載）
 - ・写真は3ヶ月以内に撮影したものを貼付すること。（写真の裏に名前、小中の別を書くこと）
 - (2) 教員等免許状の写し 1部（両面コピー）
 - ・新卒者は、教員等免許状取得見込み証明書を提出すること。
 - ・免許更新講習修了者は免許更新講習修了証明書の写しをつけること。又、申請中の方は手元に届き次第写しを提出すること。
 - (3) 臨時的任用職員・非常勤講師登録用紙 .. 1部（ホームページに掲載）
 - (4) 公立学校職歴内容報告書 1部（同上。非常勤講師のみを希望する方は提出不要）
 - (5) 欠格事項等申告書 1部（ホームページに掲載）
 - (6) 採用時間診票 1部（同上）
- ※ 小中学校両方に登録希望の場合は、それぞれに下記の提出書類（1）～（4）を1部ずつ提出すること。
- ※ (1)(3)(4)はパソコン作成又は手書き（写し可）のどちらでも可とする。
- ※ (5)(6)は任用が内定した後に提出すること。

3 留意点

- (1) 臨時的任用等の採用については、**採用時に沖縄県内に現住所を有することが原則**ですので御注意ください。
- (2) 新年度採用の内定の連絡は2月下旬から行う予定です。**電話等でのお問い合わせは御遠慮ください。**
- (3) 臨時的任用等の採用内定があっても、**学級減等により、任用の取り消しや配置校の変更があり得ますので御承知おきください。**
- (4) 登録の有効期間は、令和6年4月1日より翌年の3月31日までです。
- (5) 臨時的任用職員の任期については、人事異動通知書で示された期間となります。期間は最長でも半年更新の1年間ですので御留意ください。なお、長期任用者等への30日前解雇通知は行いません。

4 書類の提出先

〒900-0029

沖縄県那覇市旭町116-37番地 南部合同庁舎4階
沖縄県教育庁那覇教育事務所 総務班人事担当宛